

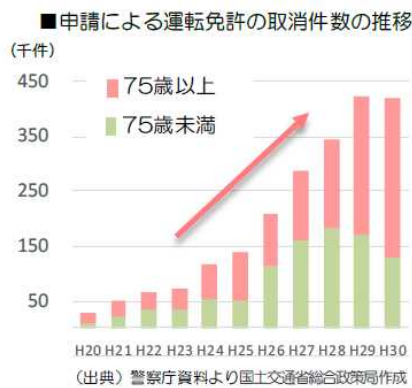
## 「香南市地域公共交通計画」策定について

# 1. 「地域公共交通計画」とは

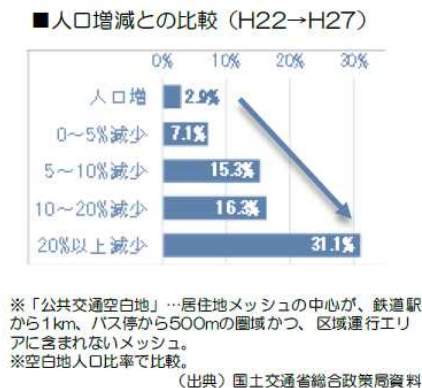
## (1) 地域の移動手段をめぐる現状と課題

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在である。しかし、近年の人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきている。そのような中で地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっている。

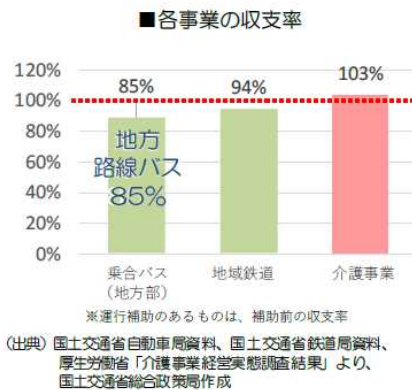
### 免許返納は年々増加



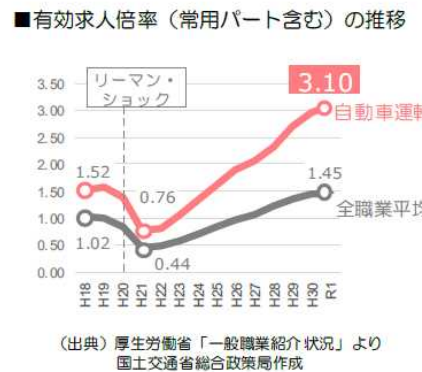
### 人口減少地域ほど公共交通空白地の割合が高い



### 乗合バス事業の収支は赤字構造



### 自動車運転事業の人手不足



## (2) 「地域公共交通計画」とは

「地域公共交通計画は」地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズをきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら作成する計画であり、「地域にとって望ましい地域旅客輸送サービスの姿」を明らかにする役割を果たすもの。

**地域公共交通のマスタープラン** (地域自らがデザインする地域の交通)

### (3) 「地域公共交通計画」を策定するメリット

#### メリット1 地域公共交通政策の「憲法」

地域公共交通計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文。地域の方々から寄せられる「なぜこの地域にバスが通っていて、別の地域には通っていないのか?」、「どういう基準でサービスの内容を設定しているのか?」といった、交通政策の在り方や個別事業の実施理由や効果に関する問いかけに明確に回答するもの。

#### メリット2 まちづくり施策や観光施策との連携強化

活性化再生法ではまちづくり施策や観光の振興に関する施策と連携した地域旅客運送サービスの持続的な提供について明記されており、地域交通をきっかけに様々な分野の計画推進につながる取組に発展させることが可能となる。

#### メリット3 関係者間の連携強化

法定協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画作成を進めることで、行政の動きと歩調を合わせた民間の計画を立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うこともできる。また、こうした関係者間の連携の強化を継続することは、地域旅客運送サービス運営の正のスパイラルへの転換のきっかけづくりとなり得る。

#### メリット4 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

地域公共交通計画の作成をきっかけに、地域全体のネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、活用できる地域旅客運送サービス全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができる。

(国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より引用)

#### (4) 地域公共交通活性化再生法の制定・改正の変遷

平成  
19年  
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成  
26年  
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和  
2年  
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

▼地域公共交通計画と従来の計画の違い

	地域公共交通計画 (令和2年～)	網形成計画 (平成26年～)	連携計画 (平成19年～)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む</li> <li>地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能</li> </ul>
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による作成を法的に努力義務化</li> <li>基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による作成が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村による作成が可能（ただし、複数市町村での作成も可能）</li> </ul>
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化</li> <li>定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り具体的な数値指標を明示</li> <li>原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り具体的かつ明確な目標を設定</li> </ul>

(国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より引用)

## (5) 地域公共交通計画に記載する事項

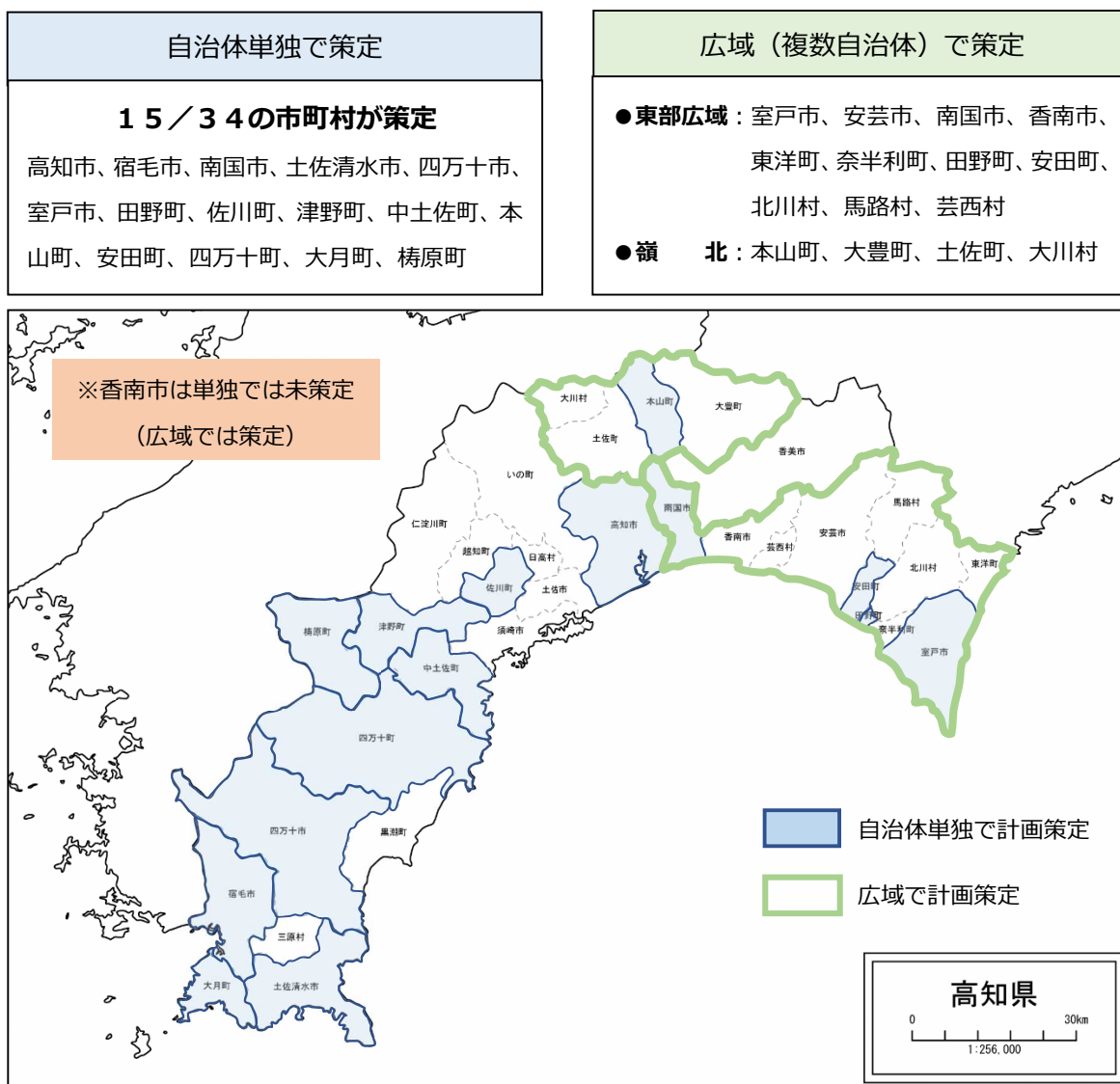
- ◆ 基本的な方針
- ◆ 計画の区域 ◆ 計画の目標 ◆ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ◆ 計画の達成状況の評価に関する事項 ⑥ 計画期間
- ◆ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(記載に努める事項)

- ・ 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ・ 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ・ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ・ その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

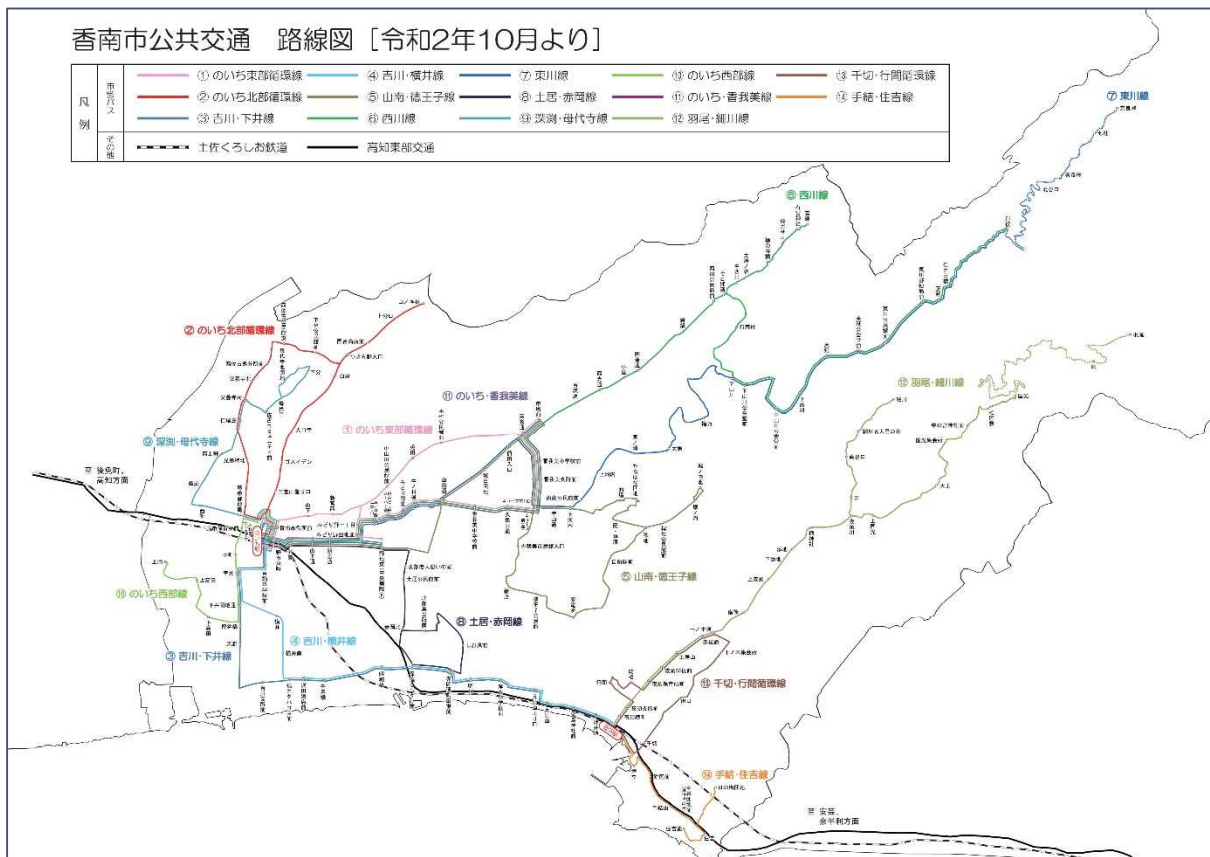
## (6) 高知県内の計画策定状況

平成 26 年以降、令和 3 年 5 月末までに高知県内で地域公共交通計画(旧地域公共交通網計画含む)を策定した自治体。



## 2. 香南市の公共交通の現況について

### (1) 市内の公共交通網



#### 香南市営バス(スクールバス)

- 一般路線：定時定路線（毎日運行※一部路線は曜日限定運行）、市内 14 路線をバス 7 台で運行。
- 学校線：香我美町学区、夜須町学区で登下校の時間帯に合わせて運行。（7 台のうち 6 台が専用及び混乗便として学校線対応）

#### 高知東部交通（株）路線バス 安芸線

- 高知市～安芸市の間を定時定路線で運行。
- 市内停留所 25 箇所。
- 平日のぼり 11 便くだり 11 便、  
土日祝のぼり 10 便くだり 10 便。

#### 土佐くろしお鉄道（株）ごめん・なはり線

- 後免駅～奈半利駅の間を運行。後免駅で JR 線へ接続。
- 市内駅 5 箇所（のいち駅、よしかわ駅、あかおか駅、香我美駅、夜須駅）
- 平日のぼり 27 便くだり 27 便、土日祝のぼり 26 便くだり 26 便。

#### 市内タクシー事業者

- (株)のいちタクシー（野市町西野）
- (有)平和ハイヤー（野市町東野）
- (有)野島ハイヤー（香我美町岸本）

#### その他各種移動支援サービス

- リフレッシュ移動サロン（香南市社会福祉協議会）
- お達者教室(社会福祉協議会) ●医療機関送迎サービス(香南市)
- 通院・買い物・介護支援(各市内民間事業者)

市内の自ら移動手段を持たない方（子ども、高齢者、障害者など）の移動を支えている。

## (2) 問題点や課題

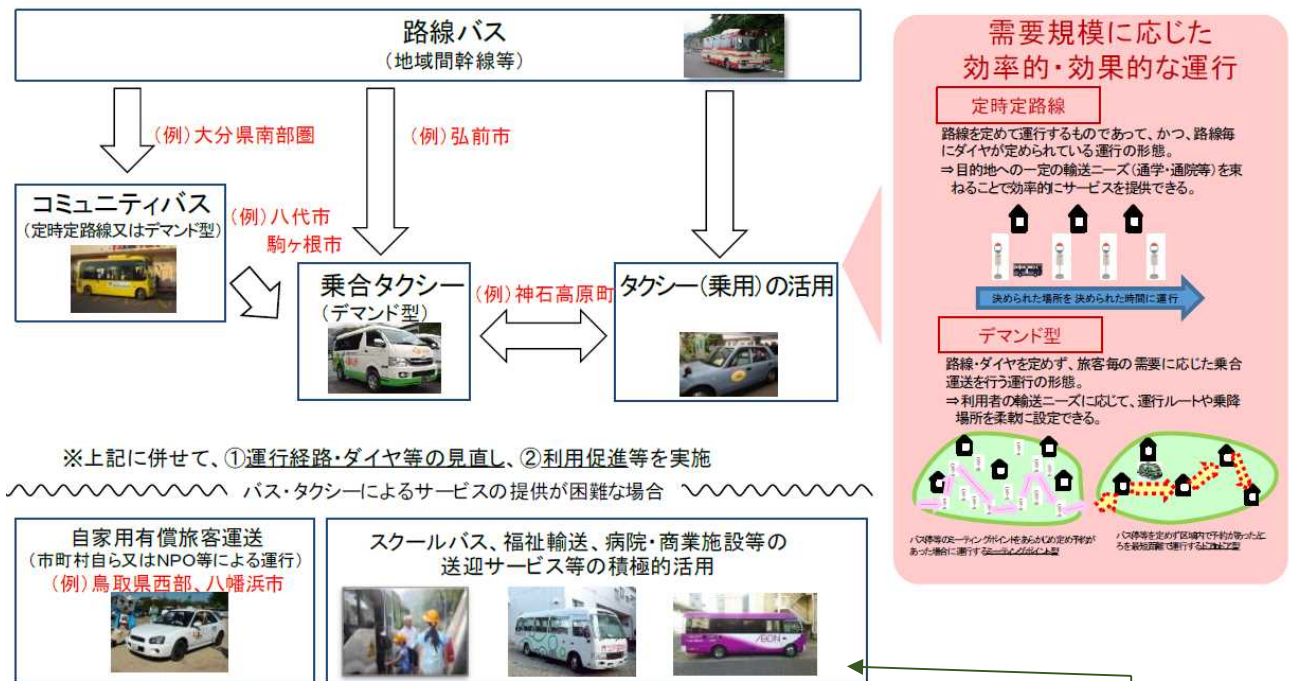
- ・市営バスではカバーできない移動ニーズ（バス停までが遠い傾斜のある団地住民への対応など）
  - ・一般路線と学校線の併用による運行時間帯及び便数の偏り
  - ・公共交通の利用者数減少、運行経費の増加、運転手不足
  - ・効果的な公共交通全体に関する情報発信、利用促進策
  - ・財政負担の増加とサービス水準の維持確保
  - ・交通事業者や社会福祉協議会、各民間事業者との連携した利便性向上及び利用促進策
  - ・今後の市営バス事業とタクシー事業のバランス
  - ・新型コロナウイルスの影響による外出機会の減少
- など

様々な問題点や課題の解決に向けて、今後どのように取り組むべきか？

## (3) 今後の方向性

行政・住民・交通事業者・関係団体が、出来るかぎり協力及び連携して、持続可能な香南市の地域公共交通の実現に向けて計画的に取り組む。

地域の実情に合わせた交通手段の見直しや利用促進等、効果的な施策を行っていく。



▲地域の実情に合わせた交通手段の見直しのイメージ

(国による「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より引用)

※住民同士の助け合い型移動サービスなども考えられる。

### 3. 香南市地域公共交通計画の策定に向けて

#### (1) 本市で計画を策定する目的

子ども、高齢者、障害者等、自ら移動手段を持たない方が安心して住み続けることができる本市の地域公共交通を形成していくために、既存の移動支援事業の改善及び充実や新たな移動手段の導入について、住民、行政、民間事業者や関係団体などが連携・協力して取り組むとともに、本市のまちづくりの将来像も見据え、公共交通の役割を明確にし、地域の維持・発展に貢献する持続可能な地域公共交通を構築するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づきを策定する。

#### (2) 計画策定の流れ

